

国営造成土地改良施設整備事業 てしおがわ地区

事業の概要

本事業は、国営かんがい排水事業天塩川上流地区（昭和42年～61年度）により整備された地域（15,800ha）の内、北海道士別市、名寄市、上川郡風連町の水田6,370haを対象に、老朽化した頭首工2カ所、用水路3条L=5.0kmを改修するものである。

事業の目的・必要性

本地区のかんがい用水は、岩尾内ダムを水源とし、頭首工及び用水路により用水供給がなされている。しかし、これら頭首工及び用水路は、建設以来30年余りを経過しているため老朽化が著しく、用水の安定管理に支障をきたしている。

このため、本事業は頭首工及び用水路の改修を実施することにより、施設機能の回復、維持管理費の軽減及び農業用水の安定確保を図り、地域農業の安定に資するものである。

事業の効率性

効 用（年総効果額）

・施設更新による現況施設機能の維持	127百万円
・公共施設保全	1百万円
・維持管理費の節減	7百万円
計	135百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費	①	2,500百万円	
効 用	②	135百万円	
廃用損失額	③	70百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	39年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）	⑤	0.0521	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総 便 益	⑥=②/⑤-③	2,517百万円	
費用便益比	⑦=⑥/①	1.00	

注1) 百万円単位で四捨五入しているため、効用及び総便益は、算定結果と合わない場合がある。

注2) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、老朽化が進行している頭首工及び用水路の改修を行うことにより、農業用水の安定供給及び年間約7百万円相当の維持管理費の節減が図られる。

日程・手続

平成16年度中に、土地改良事業計画の概要公告等の土地改良法に基づく手続きが開始される予定である。

事業に対する決議

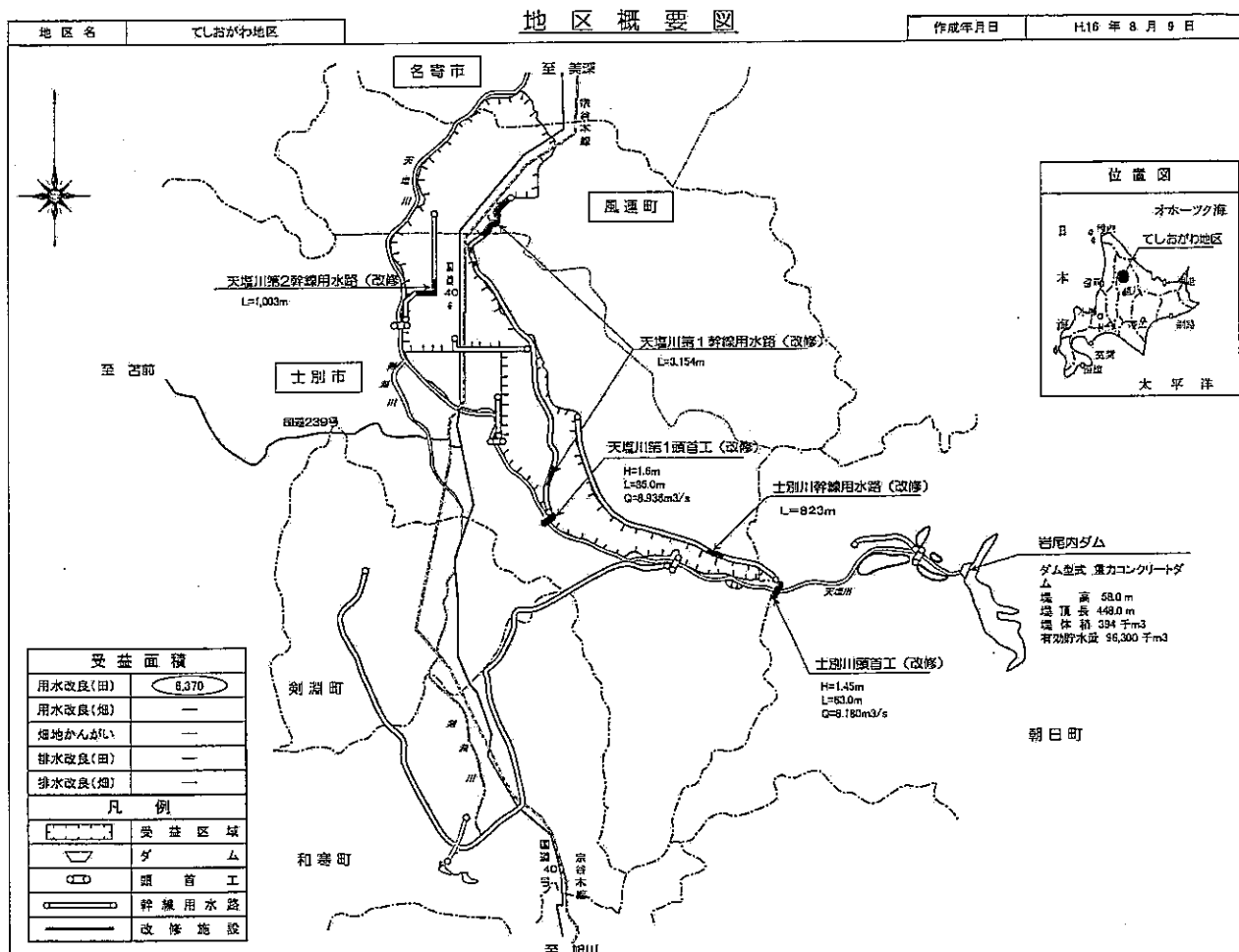
平成15年9月 本地区の事業推進する2市5町1村及び1土地改良区で組織する「天塩川上流地域農業農村整備事業促進協議会」において、平成17年度新規着工要望することを決議。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	6,370ha
2. 受益者数	708人
3. 主要工事計画	頭首工 2カ所 用水路 3条 5.0km
4. 国営総事業費	2,500百万円



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：てしおがわ地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☒
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☒
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☒
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☒
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営造成土地改良施設整備事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：てしおがわ地区）

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☐ ☒
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☒ ☐ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。